

議第二百二十五号

岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例について

岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(開示決定等の期限)

第三条 県の機関等（県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、開示請求があつた日から十五日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第五条 法第八十九条第二項の規定による手数料は、徴収しない。

2 県の機関から法第八十七条第一項の規定により写しその他の物品の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第六条 法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第一百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第一百五十五条(法第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

(岐阜県個人情報保護審査会への諮問)

第七条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岐阜県個人情報保護審査会条例(令和四年岐阜県条例第 号)第一条に規定する岐阜県個人情報保護審査会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 前二号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(法の施行の状況の公表)

第八条 知事は、県の機関等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、県の機関等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(岐阜県個人情報保護条例の廃止)

2 岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)は、廃止する。

(岐阜県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の岐阜県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第十条、第十一条第三項又は第十一条の二第三項の規定による職務上又は当該事務若しくは当該業務に関して知ることのできた旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第二号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第六条第一項に規定する個人情報取扱事務に従事していた者

三 この条例の施行前において旧条例第十一条の二第一項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者

4 この条例の施行の前日に旧条例第十三条、第二十条又は第二十三条の三の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止の請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第二十三条の三の二の規定による利用停止の請求がされた場合における旧条例第二条第四号に規定する特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

(罰則)

5 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報(旧条例第二条第六号に規定する公文書に記録されているものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6 附則第三項各号に掲げる者が、職務上又は当該事務若しくは当該業務に関して知ることのできたこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 前二項の規定は、岐阜県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(罰則に関する経過措置)

8 この条例の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

9 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)第七条が」を「個人情報保護の保護に関する法律第六十九条に」に、「同条例第七条の四が」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条に」に改める。

提 案 説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。